

# 「約款・規定集 (個人のお客様用)」の新旧対照表

2021年9月

2021年10月1日を効力発生日として下記の約款を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後 (新)	改定前 (旧)
証券取引約款	
第2章 申込方法等	
<p>第10条 (投資信託受益権等の累積投資取引)</p> <p>(1)当社所定の方法によりお客様が希望される投資信託受益権等(収益分配金を同一銘柄の投資信託受益権等に再投資する累積投資型に限ります。)の1回目の買付けを申し込み、当社が承諾した場合に、<u>当該投資信託受益権等の累積投資取引に関する契約(第2条、本章、第11章、第165条その他の関連する規定を内容とします。)</u>が締結されます。</p> <p>(2)上記(1)の契約が締結された場合、当該投資信託受益権等に係る累投口が設定され、いつでも当該投資信託受益権等の累積投資取引を行えることとなります。</p> <p>(3) (省 略)</p>	<p>第10条 (投資信託受益権等の累積投資取引)</p> <p>(1)お客様が、当社所定の方法により、<u>買付けを希望される各累投口ごとに契約を申し込み、当社が承諾した場合に、当該累投口が開設されます。ただし、すでに他の累投口(財形貯蓄、ミリオン、株式累積投資を除きます。)</u>の契約が締結されているときは、<u>希望される累投口の1回目の買付けのお申込みをもって、当該累投口の契約申込みがあったものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(2) (省 略)</p>
第6章 振替有価証券の取引	
<p>第62条 (会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>(1)当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>第62条 (会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>(1)当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載または記録を行います。</p> <p>(2) (省 略)</p>
2021年10月1日改定	2021年4月1日改定
日興MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 自動けいぞく投資約款	
<p>2.申込方法</p> <p>(1)申込者は、当社所定の方法により契約を申込みものとします。</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>2.申込方法</p> <p>(1)申込者は、当社所定の方法により契約を申込みものとします。ただし、すでに他の累積投資コース(財形貯蓄、ミリオン、株式累積投資コースを除く)の契約が締結されているときは、<u>あらたな申込みは不要とします。</u></p> <p>(2) (省 略)</p>
2021年10月1日改定	2020年4月1日改定
ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款	
<p>2.自動投資契約の締結</p> <p>(1)自動投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときに締結されます。</p> <p>①申込者が、マネー・マーケット・ファンドの1回目の買付けを申込み、<u>当社が承諾したとき</u></p> <p>②すでに証券取引に関する契約を締結している場合に、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち、当社において外貨で支払われるものをマネー・マーケット・ファンドに入金する取引の申込みが行われたとき</p> <p>(2)~(3) (省 略)</p>	<p>2.申込方法</p> <p>(1)申込者は、当社所定の申込方法により契約を申込みものといたします。ただし、次の場合には、申込者からのお申し出により自動投資契約の申込みが行われたものとし、<u>申込みの手続は不要といたします。</u></p> <p>①すでに他の累積投資コース(財形貯蓄、ミリオン、株式累積投資コースを除く)の自動投資契約が締結されているときで、<u>マネー・マーケット・ファンドの第1回目の買付けの申込みが行われた場合。</u></p> <p>②すでに総合取引契約を締結しており、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち、当社において外貨で支払われるものをマネー・マーケット・ファンドに入金する取引の申込みが行われた場合。</p> <p>(2)~(3) (省 略)</p>
2021年10月1日改定	2021年4月1日改定
非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款	
<p>(非課税口座内の投資信託受益権等の累積投資取引に関する取扱い)</p> <p>第12条 当社所定の方法によりお客様が希望される投資信託受益権等(収益分配金を同一銘柄の投資信託受益権等に再投資する累積投資型に限ります。)の1回目の買付けを申し込み、当社が承諾した場合に、<u>当該投資信託受益権等の累積投資取引に関する契約(証券取引約款第2条、第2章、第11章、第165条その他の関連する規定を内容とします。)</u>が締結され、証券取引約款第11章で規定する当該</p>	<p>(非課税口座内の投資信託受益権等の累積投資取引に関する取扱い)</p> <p>第12条 お客様が、当社所定の方法により、投資信託受益権等の累積投資取引に関し、<u>買付けを希望される各累投口ごとに契約を申し込み、当社が承諾した場合(既に他の累投口(財形貯蓄、ミリオン、株式累積投資を除きます。))の契約が締結されているときは、希望される累投口の1回目の買付けのお申込みをもって、当該累投口の契約申込みがあったものとします。</u>に証券取引約款第11章で規定す</p>

<p>累投口を非課税口座内に開設することができます。ただし、当該累投口については、累積投資契約の締結に基づき、投資信託受益権等の収益分配金および償還金から、各投資信託受益権等に係る交付目論見書の定めに従い買付けられた投資信託受益権等は、非課税口座ではお取扱いいたしません。</p>	<p>る当該累投口を非課税口座内に開設することができます。ただし、当該累投口については、累積投資契約の締結に基づき、投資信託受益権等の収益分配金および償還金から、各投資信託受益権等に係る交付目論見書の定めに従い買付けられた投資信託受益権等は、非課税口座ではお取扱いいたしません。</p>
<p><u>2021年10月1日改定</u></p>	<p><u>2021年4月1日改定</u></p>
<p>未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款</p>	
<p>第2章 未成年者口座の管理</p>	
<p>(未成年者口座内の投資信託受益権等の累積投資取引に関する取扱い)  第13条 当社所定の方法によりお客様が希望される投資信託受益権等(収益分配金を同一銘柄の投資信託受益権等に再投資する累積投資型に限ります。)の1回目の買付けを申し込み、当社が承諾した場合に、当該投資信託受益権等の累積投資取引に関する契約(証券取引約款第2条、第2章、第11章、第165条その他の関連する規定を内容とします。)が締結され、証券取引約款第11章で規定する当該累投口を未成年者口座内に開設することができます。ただし、当該累投口については、累積投資契約の締結に基づき、投資信託受益権等の収益分配金および償還金から、各投資信託受益権等に係る交付目論見書の定めに従い買付けられた投資信託受益権等は、未成年者口座ではお取扱いいたしません。</p>	<p>(未成年者口座内の投資信託受益権等の累積投資取引に関する取扱い)  第13条 お客様が、当社所定の方法により、投資信託受益権等の累積投資取引に関し、買付けを希望される各累投口ごとに契約を申し込み、当社が承諾した場合(既に他の累投口(財形貯蓄、ミリオン、株式累積投資を除きます。)の契約が締結されているときは、希望される累投口の1回目の買付けのお申込みをもって、当該累投口の契約申込みがあったものとします。)に証券取引約款第11章で規定する当該累投口を未成年者口座内に開設することができます。ただし、当該累投口については、累積投資契約の締結に基づき、投資信託受益権等の収益分配金および償還金から、各投資信託受益権等に係る交付目論見書の定めに従い買付けられた投資信託受益権等は、未成年者口座ではお取扱いいたしません。</p>
<p><u>2021年10月1日改定</u></p>	<p><u>2020年4月1日改定</u></p>

「金融商品の販売等に関する法律」の法令名等が変更されることに伴い、当社の約款・規定集にも掲載されている「勧誘方針」を2021年11月1日を効力発生日として改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
<b>勧誘方針</b>	
<p>当社は、お客様本位の勧誘を行うために、<u>「金融サービスの提供に関する法律」第10条</u>に基づき「勧誘方針」を公表いたします。法令・規則等の遵守は、会社の経営の根幹に位置する理念であり、営業の基本でもあります。本「勧誘方針」はそうした理念のもとに策定される会社経営の基本方針の一部を構成するものです。</p> <p>証券投資は、お客様御自身の判断と責任に基づきその指示により行われるものです。当社は、お客様の信頼こそが最大の財産であるとの認識に立ち、お客様が自己責任に基づいて安心してお取引いただけるよう、適切な情報提供と助言に努めてまいります。</p> <p>適正な勧誘 1～3 (省 略)</p> <p>勧誘の適正の確保 1～3 (省 略)</p>	<p>当社は、お客様本位の勧誘を行うために、<u>「金融商品の販売等に関する法律」第9条</u>に基づき「勧誘方針」を公表いたします。法令・規則等の遵守は、会社の経営の根幹に位置する理念であり、営業の基本でもあります。本「勧誘方針」はそうした理念のもとに策定される会社経営の基本方針の一部を構成するものです。</p> <p>証券投資は、お客様御自身の判断と責任に基づきその指示により行われるものです。当社は、お客様の信頼こそが最大の財産であるとの認識に立ち、お客様が自己責任に基づいて安心してお取引いただけるよう、適切な情報提供と助言に努めてまいります。</p> <p>適正な勧誘 1～3 (省 略)</p> <p>勧誘の適正の確保 1～3 (省 略)</p>
<u>2021年11月1日改定</u>	<u>(新 設)</u>